

随意契約理由書

寝屋川流域下水道 寝屋川中継ポンプ場 1号外汚水ポンプ電気設備更新工事

参加意思確認公募手続を実施したところ、東芝インフラシステムズ株式会社以外に応募要件を満たす参加希望者（施工可能な者）がなかったため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により、同社関西支社と随意契約を締結します。

また、上記結果より、「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略します。